

保医発 0925 第 6 号
令和 5 年 9 月 25 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（公印省略）

医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の
一部改正等について

標記について、令和 5 年 9 月 25 日付けで医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 14 条第 15 項の規定に基づき、効能・効果等の一部変更承認がなされたことに伴い、これらの医薬品に係る留意事項を下記のとおりとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 効能・効果等の一部変更承認に伴う留意事項について

ティーエスワン配合顆粒 T20、同配合顆粒 T25、同配合 OD 錠 T20、同配合 OD 錠 T25、同配合カプセル T20 及び同配合カプセル T25

- ① 本製剤の警告において、「本剤を含むがん化学療法は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで本療法が適切と判断される症例についてのみ実施すること。」とされていることから、本製剤は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで本療法が適切と判断される症例に使用した場合に限り算定するものであること。
- ② 本製剤の用法及び用量において、「胃癌には A 法、B 法又は C 法、結腸・直腸癌には A 法、C 法又は D 法、頭頸部癌には A 法、非小細胞肺癌には A 法、B 法又は C 法、

手術不能又は再発乳癌にはA法、膵癌にはA法又はC法、胆道癌にはA法、E法又はF法を使用する。」とされていることから、診療報酬明細書の摘要欄に用法・用量を記載すること（「A法」から「F法」までのうち該当するものを記載）。

2 効能・効果等の一部変更承認に伴う留意事項の一部改正について

(1) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成20年6月13日付け保医発第0613001号）の記の2の(3)を次のように改める。

(3) アクテムラ点滴静注用80mg、同点滴静注用200mg及び同点滴静注用400mg

① 既存治療で効果不十分な関節リウマチ（関節の構造的損傷の防止を含む）及び既存治療で効果不十分な多関節に活動性を有する若年性特発性関節炎
本剤の効能又は効果に関連する注意において、「過去の治療において、少なくとも1剤の抗リウマチ薬による適切な治療を行っても、効果不十分な場合に投与すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

② 既存治療で効果不十分な全身型若年性特発性関節炎及び既存治療で効果不十分な成人スチル病

本剤の効能又は効果に関連する注意において、「過去の治療において、副腎皮質ステロイド薬による適切な治療を行っても、効果不十分な場合に投与すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

③ 悪性腫瘍治療に伴うサイトカイン放出症候群

本剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤の投与にあたっては、学会のガイドライン等の最新の情報を参考に適応患者を選択し、その他の対症療法の実施とともに使用すること。」と記載されているので、使用に当たっては、十分留意すること。

(2) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正等について」（平成29年6月15日付け保医発0615第1号）の記の3の(4)を次のように改める。

(4) エスワンタイハウ配合OD錠T20及び同配合OD錠T25

① 本剤の警告において、「本剤を含むがん化学療法は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで本療法が適切と判断される症例についてのみ実施すること。」とされていることから、本剤は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで本療法が適切と判断される症例に使用した場合に限り算定するものであること。

② 本剤の用法及び用量において、「胃癌にはA法、B法又はC法、結腸・直腸癌にはA法、C法又はD法、頭頸部癌にはA法、非小細胞肺癌にはA法、B法又はC法、手術不能又は再発乳癌にはA法、膵癌にはA法又はC

法、胆道癌にはA法、E法又はF法を使用する。」とされていることから、診療報酬明細書の摘要欄に用法・用量を記載すること（「A法」から「F法」までのうち該当するものを記載）。

(3) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成25年6月21日付け保医発0621第1号）の記の2の(2)を次のように改める。

(2) エスエーワン配合カプセル T20 及び同配合カプセル T25 並びにエヌケーエスワン配合カプセル T20 及び同配合カプセル T25

本製剤の警告において、「本剤を含むがん化学療法は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで本療法が適切と判断される症例についてのみ実施すること。」とされていることから、本製剤は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで本療法が適切と判断される症例に使用した場合に限り算定するものであること。

(4) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成27年6月18日保医発0618第2号）の記の3の(3)を次のように改める。

(3) エスエーワン配合顆粒 T20 及び同配合顆粒 T25 並びにエヌケーエスワン配合顆粒 T20 及び同配合顆粒 T25

本製剤の警告において、「本剤を含むがん化学療法は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで本療法が適切と判断される症例についてのみ実施すること。」とされていることから、本製剤は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで本療法が適切と判断される症例に使用した場合に限り算定するものであること。

(5) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成28年6月16日保医発0616第1号）の記の3の(5)を次のように改める。

(5) エスエーワン配合 OD錠 T20、同配合 OD錠 T25 並びにエヌケーエスワン配合 OD錠 T20 及び同配合 OD錠 T25

本製剤の警告において、「本剤を含むがん化学療法は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで本療法が適切と判断される症例についてのみ実施すること。」とされていることから、本製剤は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで本療法が適切と判断される症例に使用した場合に限り算定するものであること。

(6) 「薬価基準等の一部改正について」（平成11年3月19日付け保険発第23号）

のⅡ、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 21 年 5 月 15 日保医発第 0515002 号）の記の 2 の（6）、「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 25 年 12 月 13 日保医発 1213 第 6 号）の記の 2 の（4）及び「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 26 年 12 月 11 日保医発 1211 第 1 号）の記の 3 の（1）を削除する。

(参考：新旧対照表)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成20年6月13日付け保医発第0613001号）の記の2の(3)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(3) アクテムラ点滴静注用 80mg、<u>同点滴静注用 200mg</u> 及び<u>同点滴静注用 400mg</u></p> <p>① <u>既存治療で効果不十分な関節リウマチ（関節の構造的損傷の防止を含む）</u> 及び<u>既存治療で効果不十分な多関節に活動性を有する若年性特発性関節炎</u></p> <p>本剤の<u>効能又は効果に関連する注意</u>において、「過去の治療において、少なくとも1剤の抗リウマチ薬による適切な治療を行っても、効果不十分な場合に投与すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。</p> <p>② <u>既存治療で効果不十分な全身型若年性特発性関節炎及び既存治療で効果不十分な成人スチル病</u></p> <p>本剤の<u>効能又は効果に関連する注意</u>において、「過去の治療において、副腎皮質ステロイド薬による適切な治療を行っても、効果不十分な場合に投与すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。</p> <p>③ <u>悪性腫瘍治療に伴うサイトカイン放出症候群</u></p> <p>本剤の<u>効能又は効果に関連する注意</u>において、「本剤の投与にあたっては、学会のガイドライン等の最新の情報を参考に適応患者を選択し、その他の対症療法の実施とともに使用すること。」と記載されているので、<u>使用に当たっては十分留意する</u></p>	<p>2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(3) アクテムラ点滴静注用 80mg、<u>同 200mg</u> 及び<u>同 400mg</u></p> <p>① <u>関節リウマチ及び多関節に活動性を有する若年性特発性関節炎の治療の場合</u></p> <p>本剤の<u>使用上の注意</u>に、「過去の治療において、少なくとも1剤の抗リウマチ薬による適切な治療を行っても、効果不十分な場合に投与すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。</p> <p>② <u>全身型若年性特発性関節炎及び成人スチル病の治療の場合</u></p> <p>本剤の<u>使用上の注意</u>に、「過去の治療において、副腎皮質ステロイド薬による適切な治療を行っても、効果不十分な場合に投与すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。</p> <p>③ <u>サイトカイン放出症候群の治療の場合</u></p> <p>本剤の<u>使用上の注意</u>に、「本剤の投与にあたっては、学会のガイドライン等の最新の情報を参考に適応患者を選択し、その他の対症療法の実施とともに使用すること。」と記載されているので、<u>使用に当たっては、腫瘍特異的T細胞輸注療法に關す</u></p>

こと。

るガイドラインを含む最新の情報を参考にするよう十分留意
すること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正等について」（平成 29 年 6 月 15 日付け保医発 0615 第 1 号）の記の 3 の（4）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(4) エスワнтаイホウ配合 OD 錠 T20 及び同配合 OD 錠 T25</p> <p>① <u>本剤の警告において、「本剤を含むがん化学療法は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで本療法が適切と判断される症例についてのみ実施すること。」とされていることから、本剤は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで本療法が適切と判断される症例に使用した場合に限り算定するものであること。</u></p> <p>② <u>本剤の用法及び用量において、「胃癌にはA法、B法又はC法、結腸・直腸癌にはA法、C法又はD法、頭頸部癌にはA法、非小細胞肺癌にはA法、B法又はC法、手術不能又は再発乳癌にはA法、膀胱癌にはA法又はC法、胆道癌にはA法、E法又はF法を使用する。」とされていることから、診療報酬明細書の摘要欄に用法・用量を記載すること（「A法」から「F法」までのうち該当するものを記載）。</u></p>	<p>3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(4) エスワнтаイホウ配合 OD 錠 T20 及び同 T25</p> <p>本剤は、頻回に臨床検査が実施でき、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、用法・用量を厳守して本療法が適切と判断される症例に使用した場合に限り算定するものであること。</p> <p>(新設)</p>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）等の一部改正について」（平成 25 年 6 月 21 日付け保医発 0621 第 1 号）の記の 2 の（2）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(2) <u>エスエーワン配合カプセル T20 及び同配合カプセル T25 並びにエヌケーエスワン配合カプセル T20 及び同配合カプセル T25</u></p> <p><u>本剤の警告において、「本剤を含むがん化学療法は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで本療法が適切と判断される症例についてのみ実施すること。」とされていることから、本剤は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで本療法が適切と判断される症例に使用した場合に限り算定するものであること。</u></p>	<p>2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(2) <u>エスエーワン配合カプセル T20 及び同 T25、エヌケーエスワン配合カプセル T20 及び同 T25 並びにティーエスワン配合 OD 錠 T20 及び同 T25</u></p> <p><u>本剤は、頻回に臨床検査が実施でき、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、用法・用量を厳守して本療法が適切と判断される症例に使用した場合に限り算定するものであること。</u></p>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 27 年 6 月 18 日保医発 0618 第 2 号）の記の 3 の（3）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(3) エスエーワン配合顆粒 T20 及び同配合顆粒 T25 並びにエヌケーエスワン配合顆粒 T20 及び同配合顆粒 T25</p> <p><u>本剤の警告において、「本剤を含むがん化学療法は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで本療法が適切と判断される症例についてのみ実施すること。」とされていることから、本剤は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで本療法が適切と判断される症例に使用した場合に限り算定するものであること。</u></p>	<p>3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(3) エスエーワン配合顆粒 T20 及び同 T25 並びにエヌケーエスワン配合顆粒 T20 及び同 T25</p> <p><u>本剤は、頻回に臨床検査が実施でき、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、用法・用量を厳守して本療法が適切と判断される症例に使用した場合に限り算定するものであること。</u></p>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 28 年 6 月 16 日保医発 0616 第 1 号）の記の 3 の（5）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(5) エスエーワン配合 OD 錠 T20、<u>同配合 OD 錠 T25 並びに</u>エヌケーエスワン配合 OD 錠 T20 及び<u>同配合 OD 錠 T25</u></p> <p><u>本剤の警告において、「本剤を含むがん化学療法は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで本療法が適切と判断される症例についてのみ実施すること。」とされていることから、本剤は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで本療法が適切と判断される症例に使用した場合に限り算定するものであること。</u></p>	<p>3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</p> <p>(5) エスエーワン配合 OD 錠 T20、<u>同 T25、</u>エヌケーエスワン配合 OD 錠 T20 及び<u>同 T25</u></p> <p><u>本剤は、頻回に臨床検査が実施でき、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、用法・用量を厳守して本療法が適切と判断される症例に使用した場合に限り算定するものであること。</u></p>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 11 年 3 月 19 日保険発第 23 号）のⅡ

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
(削除)	<u>Ⅱ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について</u> <u>ティーエスワンカプセル二〇及び同二五の保険適用上の取扱い</u> <u>本製剤は頻回に臨床検査が実施でき、緊急時に十分な措置ができる医療施設及び癌化学療法に十分な経験を持つ医師のもとで、用法・用量を遵守して本製剤の投与が適切と判断される省令に使用した場合に限り算定するものであること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 21 年 5 月 15 日保医発第 0515002 号）の記の 2 の（6）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削除)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>(6) ティーエスワン配合顆粒 T20、ティーエスワン配合顆粒 T25</u> <u>本製剤は、頻回に臨床検査が実施でき、緊急時に十分な措置が</u> <u>できる医療施設及び癌化学療法に十分な経験を持つ医師のもと</u> <u>で、用法・用量を遵守して本製剤の投与が適切と判断される症例</u> <u>に使用した場合に限り算定するものであること。</u>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 25 年 12 月 13 日保医発 1213 第 6 号）の記の 2 の（4）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削除)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>(4) エスワンエヌピー配合カプセル T20 及び同 T25、エスワンメイジ配合カプセル T20 及び同 T25、テノックス配合カプセル T20 及び同 T25 並びにテメラール配合カプセル T20 及び同 T25</u> 本製剤は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、用法・用量を厳守して本療法が適切と判断される症例に使用した場合に限り算定するものであること。

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 26 年 12 月 11 日保医発 1211 第 1 号）の記の 3 の（1）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (削除)	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について <u>(1) エスワンケーケー配合錠 T20 及び同 T25 並びに EE エスワン配 合錠 T20 及び同 T25</u> 本製剤は、頻回に臨床検査が実施でき、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、用法・用量を厳守して本療法が適切と判断される症例に使用した場合に限り算定するものであること。